

平成26年第1回阿波市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年4月15日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	20番 稲岡正一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

19番 三浦三一	20番 稲岡正一
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 黒石康夫
政策監 藤井正助	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 川井剛	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	庁舎建設局長 出口芳博
教育次長 吉田一夫	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三木利彦	健康福祉部次長 高島輝人
産業経済部次長 妹尾明	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 七條和子	土成支所長 新見正美
市場支所長 宮本哲男	会計管理者 坂東重夫
財政課長 石川久	水道課長 大川広幸
農業委員会局長 高橋弘一	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

1 臨時議長選出

2 臨時議長あいさつ

3 市長あいさつ

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 発議第 1 号 議会広報特別委員会設置について

追加日程第 8 発議第 2 号 新庁舎運営特別委員会設置について

追加日程第 9 発議第 3 号 観光開発特別委員会設置について

追加日程第 10 発議第 4 号 公営施設（事業）民営化特別委員会設置について

追加日程第 11 発議第 5 号 地域活性化インターチェンジ設置特別委員会設置について

追加日程第 12 徳島中央広域連合議会の議員選出について

追加日程第 13 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第 14 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

追加日程第 15 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第 16 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第 17 板野郡西部学校給食組合議会の議員選出について

追加日程第 18 農業委員会委員の推薦について

追加日程第 19 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 25 年度阿波市一般会計補正予算 (第 7 号) に

ついて)

- 追加日程第20 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号) について)
- 追加日程第21 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予  
算(第1号) について)
- 追加日程第22 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正  
予算(第1号) について)
- 追加日程第23 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会  
計補正予算(第2号) について)
- 追加日程第24 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第  
4号) について)
- 追加日程第25 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成25年度阿波市国民健康保険税条例の一部改正  
について)
- 追加日程第26 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の一  
部変更について)
- 追加日程第27 議案第31号 監査委員(議会選出)の選任について
- 追加日程第28 議案第32号 固定資産評価員の選任について

午前10時57分 開会

○議会事務局長（姫田 均君） 議会事務局長の姫田でございます。

本臨時会は、改選後初めての議会でございます。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長でございます議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の吉田正議員をご紹介します。

吉田議員、議長席のほうへお着きください。

○臨時議長（吉田 正君） おはようございます。

ただいま局長のほうからご紹介にあずかりました吉田正でございます。このたび当選されました議員の皆様、私からともにお喜びのご挨拶を申し上げます。私たち20名は、阿波市民の皆様方の負託に応え、市会議員としての職責を全うすべく、日々研さんしていきたいと思っております。

それでは、地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

全員出席でございます。議事に入りたいと思います。

ただいまの出席議員は全員で定足数に達しており、議会は成立をしています。

ただいまから平成26年第1回阿波市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、初議会に当たり、野崎市長から挨拶がございます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 皆さんおはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る3月30日に執行されました阿波市議会議員一般選挙におきまして、はえあるご当選をされましたことを、まずもって心からお喜び申し上げます。

本日、平成26年第1回阿波市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

現在の地方を取り巻く社会情勢は非常に厳しいものがありますが、市民の皆様の大きな負託を受け、ご当選された議員各位の今後のご活躍を心よりご祈念申し上げます。私も、

いま一度気持ちを新たに、市民、議会、職員、そして私の四輪駆動で阿波市らしいまちづくりに向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

まず最初に、先般、阿波市教育委員会職員が徳島県迷惑行為防止条例違反の疑いで現行犯逮捕されるという事件が発生いたしました。このことは、全体の奉仕者として公共の福祉のために全力を尽くすべき立場にある職員が身勝手な行為により犯罪に及んだものであり、まことに遺憾であり、あってはならないことであります。市政を預かる者として、議員各位並びに市民の皆様にご心から深くお詫び申し上げます。今後このような不祥事が二度と起こらないよう、公務員倫理の確立と徹底した綱紀粛正を図り、市民の皆様に対する信頼回復に努め、全体の奉仕者として市民の行政に対する負託に応えてまいりたいと考えております。なお、処分が決定次第、報告させていただきたいと考えております。

次に、何点か行政報告をさせていただきます。

平成26年度は合併から10年目、また新庁舎の完成という節目の年を迎えます。これにあわせ、新たな未来の阿波市づくりに向けた企画政策力及び部局間の連携強化、調整力を重視した体制の整備や、厳しい財政状況の中でより効率的で住民ニーズに的確に対応できる組織体制の整備を図るため、4月1日付で組織機構の見直しと人事異動を行いました。

組織機構改革では、企画部門を集約し、政策立案と調整機能を強化するために総務部を企画総務部とするものであります。

次に、課の名称変更につきましては、総務課を企画総務課へ、企画課の契約管財部門を独立させ契約管財課へ、防災対策課を危機管理課へ変更するものであります。また、阿波市民の多様化するニーズに柔軟かつ的確に対応し、政策立案や部局間の調整機能の強化のために各課に政策担当リーダーを任命配置したところであります。

次に、職員の定数につきましては、3月末の退職者数は22名、新規採用者は11名となっており、これにより4月1日現在の職員数は383名となっております。

次に、さきの議会でも報告させていただきました県営西長峰工業団地の最後の1区画への誘致について、その後3月10日に県庁におきまして、段ボール製造最大手のレンゴーと工業立地に関する覚書により無事調印式を終えたことを報告させていただきます。誘致いたしましたレンゴーにおきましては、本年度中に造成工事に着工し、来年度中に操業開始する予定となっております。

次に、八幡地区幼保連携施設新築工事につきましては、去る3月16日に建設地において落成式をとり行いました。式典には、議員各位、PTA会長、保護者会会長、工事関係者、地域住民など約80名が出席し完成を祝いました。

また、去る3月13日に建設予定地において、一条地区幼保連携施設新築工事の安全祈願祭をとり行いました。式典には、議員各位、PTA会長、保護者会会長、工事関係者など約30名に出席をいただき、平成27年1月末完成に向け工事の安全を祈願いたしました。今後もより一層子育て支援施策の充実に努めてまいる所存であります。

次に、来年1月の供用開始を目指しております阿波市交流防災拠点施設の愛称を募集しておりましたが、200点もの応募があり、厳正に審査をした結果、「アエルワ」に決定いたしました。3月27日に感謝状の贈呈式を行いました。

この愛称の趣旨は、市民みんなが輪になって文化交流を楽しみ合える、分かち合える、災害時には支え合える、助け合える、そんな「合える輪」を築くための交流防災拠点施設であってほしいとの願いを込められているというものであります。

さて、阿波市では、県内の他の自治体に先駆け、平成18年度から市内全小・中学校において英語教育に積極的に取り組んでいるところであります。このような先進的な取り組みが評価され、文部科学省から全国で14県がモデル校に指定される中、本市の阿波中学校区が英語教育強化地域拠点事業モデル校に指定されました。本年度から4年間の指定を受け、より一層英語教育を進め、グローバル化に対応した人材育成に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、食育に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、今年度から全国で42校程度を指定したスーパー食育スクール事業に伊沢小学校区が指定されました。具体的には、ストップ・ザ・野菜不足、食育で地域に育つきずなの力をテーマとし、偏った栄養摂取や食生活の乱れ、肥満などの問題について食育の実践プログラムを構築し取り組みを進めることとしております。

次に、阿波市学校給食センターの業務委託についてであります。本年4月1日から株式会社東洋食品へ調理業務を委託しており、市場、阿波町内の小・中学校へ4月8日から給食の提供を開始しております。なお、従業員の地元雇用につきましては、19名中14名が市内からの採用となっております。今後、平成27年4月からの市内全域の給食の提供に向け準備を進めることとしております。

次に、ひとり暮らしのお年寄りの孤独死などを防ぐために、市内5カ所の徳島新聞専売

店と見守り隊の提携式を4月10日に行いました。今後、見守り隊の活動により、独居老人宅における異変への早期対応が可能となり、高齢者が安心して暮らせる、高齢者に優しい阿波市づくりに努めてまいります。

最後に、行政視察について報告させていただきます。

このたび、全国市長会と中国日本友好協会の協定により、第13次全国市長会代表市長中国訪問団に四国ブロックから推薦を受け、4月21日から26日までの6日間訪問することになりました。

この訪問団につきましては、3年間に各1回相互に市長代表団を派遣することになっており、今回の訪問都市としては、北京、成都、西安の各都市において、観光まちづくり、防災対策などについて各市長を初め幹部職員との意見交換、調査、視察を行うこととなっております。

このたびの中国訪問期間中におきましては、議員各位にも不便をおかけすることと思いますが、今後の市政運営に大いに役立てる研修になると考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

○臨時議長（吉田 正君） 市長の挨拶が終わりました。

これより議事を進めます。

~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（吉田 正君） 日程第1、仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席は、ただいま皆様方が着席の議席を指定いたしております。

~~~~~

#### 日程第2 議長選挙について

○臨時議長（吉田 正君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りをいたします。

選挙は指名推選にいたしますか、それとも単記無記名投票とすることにいたしますか、お伺いします。

原田定信君。

○18番（原田定信君） 指名推選でお願いいたします。

○臨時議長（吉田 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉田 正君） ないようでございますので、指名推選と決定してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。

それでは、議長については指名推選ということで決定をいたしました。

それでは、ただいま指名推選ということでございますので、指名の方法をどのようにいたしますか。

阿部雅志君。

○14番（阿部雅志君） 木村議員を推薦したいと思いますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（吉田 正君） よって、ただいま指名されました木村松雄君が議長に当選されました。おめでとうございます。

ただいま議長に当選されました木村松雄君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

木村松雄君が議長に当選されましたので、臨時議長としての役をこれで終了させていただきます。いろいろとご協力をありがとうございました。

木村松雄君、当選のご挨拶をお願いします。

木村松雄君。

○13番（木村松雄君） ただいま議長選挙がございまして、不肖私木村松雄、凶razも議長に就任させていただきました。私にとりまして、身に余る光栄と存じております。議員の皆様方には、指名推選という満場一致の形で、皆様方に衷心より深くお礼と感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

地方分権改革が進み、地方自治に関する制度等が改正され、議会の果たす役割はますます重要となってまいります。その責務を全うすべく日々研さんする覚悟でございます。今後とも市民の皆様方の声を市政に反映し、活発な議会活動を目指すとともに、議長として円満な議会活動、議会運営を行っていきたく存じます。どうぞ議員の皆様方、市長を初め理事者の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしく賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、議長就任のお礼のご挨拶とさせていただきます。本日はまこと

にありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（吉田 正君） ただいま木村議長の挨拶が終わりました。木村議長、議長席  
にお願いをいたします。

どうもご協力をありがとうございました。

暫時小休をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時22分 再開

〔議長交代〕

○議長（木村松雄君） それでは、よろしく願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議長役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議事日程についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしております追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、  
議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を追加することに決定い  
たしました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議席の指定について

○議長（木村松雄君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、現在の仮議席番号を本議席といたしま  
す。

~~~~~

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（木村松雄君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において19番三  
浦三一君、20番稲岡正一君を指名いたします。

~~~~~

#### 追加日程第3 会期の決定について

○議長（木村松雄君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第4 副議長選挙について

○議長（木村松雄君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は指名推選にいたしますか、それとも単記無記名投票とすることにいたしますか。

藤川豊治君。

○6番（藤川豊治君） 選挙投票すべきと考えます。

○議長（木村松雄君） 選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○議長（木村松雄君） 議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は20名です。

投票用紙を配付させます。お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（木村松雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（木村松雄君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（木村松雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○議長（木村松雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番川人敏男君、4番檜原伸君を指名いたします。よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○議長（木村松雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票中

江澤信明君 14票

藤川豊治君 6票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4分の1以上の5票であります。よって、江澤信明君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました江澤信明君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

江澤信明君の副議長当選のご挨拶をいただきたいと思っております。

江澤信明君。

○9番（江澤信明君） ただいまの選挙にて副議長に就任いたすことになりました。大変名誉なことと存じ、心より感謝申し上げます。その責任を痛感し、また議長を補佐いたしまして、同僚議員とともに阿波市発展のため一生懸命努力いたします。また、開かれた議

会を目指していくつもりでございますので、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。本日は本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（木村松雄君） 暫時小休いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### **追加日程第5 常任委員会委員の選任について**

#### **追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について**

○議長（木村松雄君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任について及び追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務常任委員会委員に稲岡正一君、三浦三一君、出口治男君、森本節弘君、川人敏男君、笠井一司君、谷美知代君。

文教厚生常任委員会委員に原田定信君、香西和好君、岩本雅雄君、樫原賢二君、吉田正君、江澤信明君、松村幸治君。

産業建設常任委員会委員に阿部雅志君、木村松雄、松永涉君、吉田稔君、藤川豊治君、樫原伸君。

議会運営委員会委員に原田定信君、香西和好君、阿部雅志君、樫原賢二君、松永涉君、森本節弘君、藤川豊治君、樫原伸君をそれぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

#### **追加日程第7 発議第1号 議会広報特別委員会設置について**

#### **追加日程第8 発議第2号 新庁舎運営特別委員会設置について**

#### **追加日程第9 発議第3号 観光開発特別委員会設置について**

#### **追加日程第10 発議第4号 公営施設（事業）民営化特別委員会設置について**

追加日程第 1 1 発議第 5 号 地域活性化インターチェンジ設置特別委員会設置について

○議長（木村松雄君） 追加日程第 7、発議第 1 号議会広報特別委員会設置についてから追加日程第 1 1、発議第 5 号地域活性化インターチェンジ設置特別委員会設置についてを一括議題といたします。

提出議員原田定信君の説明を求めます。

原田定信君。

○1 8 番（原田定信君） 議長の指名がございましたので、特別委員会設置の提案理由を申し上げます。

特別委員会の設置ですが、阿波市議会委員会条例第 6 条及び阿波市議会会議規則第 1 4 条の規定により、5 つの議案を提出いたします。

まずは、議会広報特別委員会設置に関する決議です。目的は議会広報紙の編集、発行及びその他の議会広報に関する調査研究で、委員定数は 6 名で、開かれた議会づくりを目指すものです。

次に、新庁舎運営特別委員会設置に関する決議ですが、目的は新庁舎運営にかかわる調査研究で、委員定数は 6 名です。

次に、観光開発特別委員会設置に関する決議ですが、目的は観光開発に関する調査研究で、委員定数は 7 名です。

次に、公営施設、事業も含めまして民営化特別委員会設置についてですが、目的は市財政の強化、市民サービスの向上で、委員の定数が 7 名です。

次に、地域活性化インターチェンジ設置特別委員会設置についてですが、目的は地域活性化インターチェンジ設置に関する研究で、委員の定数が 8 名です。

全ての調査期限は、調査が終了するまで、閉会中の継続調査といたします。

以上、5 つの特別委員会設置を求めます。ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

発議第 1 号から発議第 5 号については、事前に協議をいたしておりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発議第1号議会広報特別委員会設置についてから発議第5号地域活性化インターチェンジ設置特別委員会設置についてを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号から発議第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されましたそれぞれの特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長により指名いたします。

まず、議会広報特別委員会委員に吉田正君、出口治男君、森本節弘君、松村幸治君、笠井一司君、谷美知代君、以上6名の委員を指名いたします。

次に、新庁舎運営特別委員会委員に稲岡正一君、三浦三一君、原田定信君、松永渉君、松村幸治君、谷美知代君、以上6名の委員を指名いたします。

次に、観光開発特別委員会委員に原田定信君、岩本雅雄君、樫原賢二君、吉田正君、藤川豊治君、樫原伸君、笠井一司君、以上の7名の委員を指名いたします。

次に、公営施設（事業）民営化特別委員会委員に香西和好君、出口治男君、阿部雅志君、松永渉君、森本節弘君、吉田稔君、川人敏男君、以上7名の委員を指名いたします。

次に、地域活性化インターチェンジ設置特別委員会委員に阿部雅志君、樫原賢二君、松永渉君、藤川豊治君、松村幸治君、樫原伸君、川人敏男君、笠井一司君、以上の8名の委員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました諸君をそれぞれの特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、休憩中に各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会それぞれを開会し、正副委員長の互選を行うよう、委員会条例第10条第1項の規定により招集いたします。

暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に互選いただきました各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の正副委員長を報告いたします。

総務常任委員会委員長に森本節弘君、副委員長に谷美知代君、文教厚生常任委員会委員

長に檜原賢二君、副委員長に香西和好君、産業建設常任委員会委員長に檜原伸君、副委員長に吉田稔君、議会運営委員会委員長に原田定信君、副委員長に阿部雅志君、議会広報特別委員会委員長に吉田正君、副委員長に谷美知代君、新庁舎運営特別委員会委員長に松村幸治君、副委員長に三浦三一君、観光開発特別委員会委員長に原田定信君、副委員長に笠井一司君、公営施設（事業）民営化特別委員会委員長に香西和好君、副委員長に川人敏男君、地域活性化インターチェンジ設置特別委員会委員長に川人敏男君、副委員長に藤川豊治君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

~~~~~

### 追加日程第 1 2 徳島中央広域連合議会の議員選出について

○議長（木村松雄君） 追加日程第 1 2、徳島中央広域連合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって指名推選することとし、議長において指名することにいたしたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに議長において指名いたします。

徳島中央広域連合議会の議員に木村松雄、江澤信明君、三浦三一君、吉田正君、以上 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました徳島中央広域連合議会の議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 4 名の方が徳島中央広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

~~~~~

### 追加日程第 1 3 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第 1 4 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

追加日程第 1 5 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第 1 6 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第 1 7 板野郡西部学校給食組合議会の議員選出について

○議長（木村松雄君） 追加日程第 1 3、中央広域環境施設組合議会の議員選出についてから追加日程第 1 7、板野郡西部学校給食組合議会の議員選出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。

それぞれの組合同規約によって、議会の議長並びに議会の議員の中から互選された者をもって充てることとなっております。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選とすることとし、議長において指名することにいたしたいと思ます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

直ちに指名いたします。

中央広域環境施設組合議会の議員には、木村松雄、稲岡正一君、三浦三一君、藤川豊治君、松村幸治君、樫原伸君、笠井一司君、以上 7 名を指名いたします。

阿北火葬場管理組合議会の議員には、木村松雄、原田定信君、香西和好君、樫原賢二君、吉田正君、以上 5 名を指名いたします。

阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員には、木村松雄、香西和好君、岩本雅雄君、阿部雅志君、松永渉君、樫原伸君、谷美知代君、以上 7 名を指名いたします。

阿北環境整備組合議会の議員には、木村松雄、原田定信君、出口治男君、江澤信明君、森本節弘君、吉田稔君、川人敏男君、以上 7 名を指名いたします。

板野郡西部学校給食組合議会議員には、出口治男君、樫原賢二君、森本節弘君、笠井一司君、以上 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が中央広域環境施設組合議会の議員、阿北火葬場管理組合議会の議員、阿北特別養護老人ホ

ーム組合議会の議員、阿北環境整備組合議会の議員及び板野郡西部学校給食組合議会の議員にそれぞれ当選されました。

当選された議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 追加日程第18 農業委員会委員の推薦について

○議長（木村松雄君） 追加日程第18、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川人敏男君、笠井一司君の退席を求めます。

（3番 川人敏男君、2番 笠井一司君 退席 午後0時01分）

○議長（木村松雄君） お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員は2名であります。推薦の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名推薦することに決定いたしました。

議会推薦の農業委員会委員に川人敏男君、笠井一司君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました2名を農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、以上2名を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

（3番 川人敏男君、2番 笠井一司君 入場 午後0時02分）

~~~~~

#### 追加日程第19 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について）

#### 追加日程第20 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度

阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）

追加日程第21 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について）

追加日程第22 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）

追加日程第23 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について）

追加日程第24 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について）

追加日程第25 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）

追加日程第26 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の一部変更について）

○議長（木村松雄君） 追加日程第19、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度阿波市一般会計補正予算（第7号））から追加日程第26、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の一部変更について）までの計8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案について提案理由のご説明を申し上げます。

提案いたしております承認第1号から承認第8号の8件の議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行った案件であり、内訳については、予算案件6件、条例案件1件、その他案件1件であり、それぞれこれを報告し承認をお願いします

るものであります。

最初に、承認第1号平成25年度阿波市一般会計補正予算（第7号）については、追加補正予算額5億8,240万円であります。

次に、承認第2号平成25年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、減額補正予算額1億2,215万9,000円であります。

次に、承認第3号平成25年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、減額補正予算額771万5,000円であります。

次に、承認第4号平成25年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、減額補正予算額283万5,000円であります。

次に、承認第5号平成25年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）については、追加補正予算額270万円であります。

次に、承認第6号平成25年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、減額補正予算額6,815万9,000円であります。

次に、承認第7号阿波市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い条例改正を行ったものであります。

次に、承認第8号阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の一部変更については、平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い工事請負契約の一部を変更したものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長より説明させていただきますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、承認第1号についての補足説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度阿波市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年4月15日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いします。

専決第1号平成25年度阿波市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億5,300万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成26年3月31日専決、阿波市長。

この補正予算は、歳入面では地方交付税や国県支出金などの確定に伴う補正と、歳出面では不用額についての減額補正と財政調整基金などの積み立てを行うための予算の最終調整を講じたものであります。

6ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正についてであります。

この補正につきましては、追加として市場高区配水池築造工事の繰り越しに伴う上水道出資事業の1,539万9,000円であります。また、新庁舎建設事業や一条地区幼保連携施設整備事業、給食センター建設事業などの6事業について変更をお願いするものです。補正前の金額は総額で31億1,335万1,000円となっており、全体で2億6,104万8,000円を減額し、変更による補正後の合計額は28億5,230万3,000円となっております。

次に、7ページを、第3表をお願いします。

7ページ、第3表地方債補正。

この補正につきましては、庁舎等施設整備事業債や給食センター施設等整備事業債など8事業につきましての変更をお願いするものです。補正前の限度額総額は43億9,720万円となっており、全体で1億4,820万円を減額して、補正後の限度額は計42億4,900万円となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、1款市税が9,422万円の追加で計34億400万6,

000円に、10款地方交付税が6億1,581万9,000円の追加で計83億7,795万9,000円に、15款県支出金が4,540万1,000円の減額で計12億6,992万円に、21款市債が1億4,820万円の減額で計50億1,190万円となっており、補正額の合計は5億8,240万円の追加で、補正後の歳入合計額は234億5,300万円となっております。

次に、12、13ページをお願いします。

歳出については、2款総務費が4,958万8,000円の減額で計48億9,107万8,000円に、3款民生費が1億9,856万3,000円の減額で計68億7,231万1,000円に、10款教育費が3,125万7,000円の減額で計26億3,560万3,000円に、13款の諸支出金が10億1,608万8,000円の追加で計22億2,518万2,000円となっており、補正額の合計は5億8,240万円の追加であります。補正後の金額は234億5,300万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について主なものをご説明いたします。

14、15ページをお願いします。

最初に、歳入についてでございますが、1款の市税につきましては、1項1目の個人市民税が5,000万円、2項1目の固定資産税が2,800万円のそれぞれ追加となっております。

次に、18、19ページをお願いします。

10款1項1目の地方交付税が6億1,581万9,000円の追加となっておりますが、これにつきましては、特別交付税の確定に伴うものです。

次に、30、31ページをお願いします。

18款1項の基金繰入金について、3目の一般廃棄物中間処理対策基金繰入金が1,119万6,000円の減額となっております。

次に、32、33ページをお願いいたします。

21款1項の市債が1億4,820万円の減額となっております。このうち3目の民生債、内容については、幼保連携施設整備事業債が4,990万円の減額となっております。

次に、歳出であります。

38、39ページをお願いします。

2款1項14目の庁舎建設費が1,656万円の減額となっております。

次に、44、45ページをお願いします。

3款3項の児童福祉費について、2目の児童手当費が1,968万7,000円の減額となっております。

また、8目の幼保連携施設整備事業が一条地区幼保連携施設整備事業費の工事請負費の減額により2,930万円の減額となっております。

次に、62、63ページをお願いします。

10款7項1目の学校給食費が2,286万7,000円の減額となっておりますが、主な要因は、給食センター新築事業費の工事請負費の減少であります。

次に、64、65ページをお願いします。

13款2項1目の基金費が10億1,608万8,000円の追加となっております。この主なものとしては、財政調整基金の積立金が2億6,008万2,000円、減債基金積立金が7億5,000万円となっております。なお、平成25年度末の基金現在高は約117億900万円を見込んでおり、前年度末より約13億2,000万円の増加となる予定であります。

次に、最終68ページをお願いします。

この調書は、7ページの地方債補正に基づき調製したものでございます。右端にある当該年度末現在高見込み額の合計が232億8,780万5,000円となっております。

以上、承認第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、承認第2号から承認第5号について補足説明をさせていただきます。

承認第2号をお願いいたします。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成26年4月15日提出、阿波市長。

予算書1ページをお願いいたします。

専決第2号平成25年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,215万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億129万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成26年3月31日専決。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正に関しましては、歳入面では国庫支出金、県支出金や交付金などの額の確定したもの、現段階で実績見込みができるものについて増減額の調整を行うとともに、歳出面では不用額の生じる予算について減額補正を行ったものです。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税4,445万5,000円の増額、3款国庫支出金5,175万4,000円の減額、5款前期高齢者交付金が8,338万9,000円の増額、6款県支出金が6,133万2,000円の減額、7款共同事業交付金が2,680万円の減額、9款繰入金が1億3,210万2,000円の減額で、補正額の総計は1億2,215万9,000円の減額で、歳入合計額は51億129万3,000円となります。

次に、3ページの歳出についてでございます。

歳出の主なものは、2款保険給付費が4,600万円の減額、7款共同事業拠出金が1億3,665万9,000円の減額、8款保険事業費が350万円の減額、9款基金積立金が6,400万円の増額となっています。

以上、補正額の総額は歳入額と同じ1億2,215万9,000円の減額で、歳出総額は51億129万3,000円となります。

続きまして、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成26年4月15日提出、阿波市長。

予算書1ページをお願いいたします。

専決第3号平成25年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ771万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,059万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成26年3月31日専決。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いします。

今回の補正予算に関しましては、保険料収入の減額と一般会計繰入金の減額が主なものとなっています。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料が330万円の減額、4款一般会計繰入金が861万4,000円の減額、5款繰越金が469万9,000円の増額となっています。補正額の総額は771万5,000円の減額で、歳入総額は4億1,059万5,000円となっています。

続きまして、歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金が721万5,000円の減額となっています。歳出総額は歳入額と同額の4億1,059万5,000円となっています。

以上、承認第3号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第4号をお願いいたします。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成26年4月15日提出、阿波市長。

予算書1ページをお願いします。

専決第4号平成25年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ283万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,645万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成26年3月31日専決。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正予算に関しましては、一条西地区及び柿原東地区の農業集落排水施設管理費について不用額が生じるものについて減額補正の措置を行い、一般会計からの繰入金を減額するものです。

歳入につきましては、5款一般会計繰入金が328万2,000円の減額となっています。歳入総額は1億1,645万4,000円となっています。

次に、歳出につきましては、2款事業費が270万1,000円の減額となっており、歳出総額は歳入額と同額の1億1,645万4,000円となっています。

以上、承認第4号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第5号をお願いいたします。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年4月15日提出、阿波市長。

予算書1ページをお願いいたします。

専決第5号平成25年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ682万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成26年3月31日専決。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正予算に関しましては、償還推進助成事業補助金が確定したこと、貸付金元利収入の増額、今後簡易生命保険資金への償還金が減少するため、不用額が見込めるものについて減額補正の措置を行い、一般会計へ繰り出しするものです。

歳入につきましては、2款諸収入80万7,000円の増額、4款繰越金が193万6,000円の増となっており、補正額の総額は270万円の増額となり、歳入総額は682万5,000円となっています。

次に、歳出につきましては、3款諸支出金が270万円の増額となり一般会計へ繰り出しするものです。歳出総額は歳入額と同額の682万5,000円となっています。

以上、承認第2号から承認第5号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 議長の許可をいただきましたので、承認第6号について補足説明をさせていただきます。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成26年4月15日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第6号平成25年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,815万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,659万円とするものです。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

平成26年3月31日の専決でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正の変更でございます。

補正前の額462万円を432万円に変更するものです。これは入札に伴う金額及び消費税の変更に伴うものであります。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入面では国庫支出金や交付金の額の決定に伴い調整を行うとともに、歳出面では不用額が生じる予算について減額を行うものです。

歳入の主なものにつきまして、1款介護保険料1,193万6,000円の増額です。

3款国庫支出金3,236万9,000円の減額、4款支払基金交付金2,532万6,000円の減額、5款県支出金1,140万3,000円の減額、8款繰入金1,296万6,000円の減額であります。以上、補正の総額は6,815万9,000円の減額で、歳入合計額41億1,659万円となっています。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出の主なものとしましては、2款保険給付費6,652万6,000円の減額であります。補正の総額は6,815万9,000円の減額で、歳出合計額41億1,659万円となっています。

以上、承認第6号の補足説明をさせていただきました。承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、承認第7号について補足説明をさせていただきます。

承認第7号をお願いいたします。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成26年4月15日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税施行規則の一部を改正する省令が3月31日に公布されたことに伴い、改正後の規定に沿う形で条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、1点目、国民健康保険税の後期高齢者支援金等に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金に係る課税限度額を12万円から14万円にそれぞれ2万円引き上げる改正でございます。

2点目は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うものです。5割軽減については、基礎控除額33万円に加算していた24万5,000円に乘ずる被保険者数に世帯主を含めること。2割軽減については、基礎控除額に加算されていた被保険者数に乘ずる金額を35万円から45万円に改正するものです。施行期日については平成26年4月1日となります。

以上、承認第7号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 議長の許可をいただきましたので、承認第8号について補足説明をさせていただきます。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約の一部変更について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成26年4月15日提出、阿波市長。

この件につきましては、平成26年阿波市議会第1回定例会において議案第24号として議決していただいている阿波市一条地区幼保連携施設新築工事請負契約について、この4月1日より消費税及び地方消費税が5%から8%に改正されたのに伴い、工事請負契約の一部を変更する必要が生じたので議会の承認を求めるものであります。

契約の一部変更の内容としましては、当初契約金額4億9,875万円のうち消費税の金額である2,375万円が3,800万円となり、変更契約が5億1,300万円となるものであります。

以上、承認第8号の補足説明をさせていただきました。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第8号までの計8件を会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認め、承認第1号から承認第8号までの計8件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について）から承認第8号専決処分の承認を求めることについて（阿波市一

条地区幼保連携施設新築工事請負契約の一部変更について) までの計 8 件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、承認第 1 号から承認第 8 号までの計 8 件は原案どおり承認されました。

暫時休憩いたします。

午後 0 時 3 7 分 休憩

午後 0 時 3 8 分 再開

~~~~~

### 追加日程第 2 7 議案第 3 1 号 監査委員（議会選出）の選任について

○議長（木村松雄君） 追加日程第 2 7、議案第 3 1 号監査委員（議会選出）の選任についてを議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、岩本雅雄君の退席を求めます。

（1 5 番 岩本雅雄君 退席 午後 0 時 3 8 分）

○議長（木村松雄君） 提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、議案第 3 1 号議会選出の監査委員（議会選出）選任について提案理由のご説明を申し上げます。

次の者を監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

住所につきましては阿波市阿波町東原 5 2 番地 2、氏名は岩本雅雄、生年月日は昭和 1 8 年 1 2 月 2 3 日でございます。

岩本氏は議会議員として経験豊富で、行政運営に関しすぐれた識見を有しており、議会議員より選出の監査委員として適任者であると考えますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております人事案件については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議案第31号監査委員（議会選出）の選任についてを採決いたします。

本案について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時40分 休憩

午後0時41分 再開

（15番 岩本雅雄君 入場 午後0時41分）

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま監査委員に就任されました岩本雅雄君よりご挨拶の申し出がありますので、許可いたします。

岩本雅雄君。

○15番（岩本雅雄君） このたび監査委員の選任につきましては、議員の皆様方のご同意をいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

地方自治体を監査する機関としての監査委員の役割は、より高い専門性と知識が求められており、監査の職務の重要性を痛感いたしております。今後におきましては、公正不偏の姿勢を保持しながら鋭意努力してまいりたいと考えております。議員の皆さん方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、就任の挨拶といたします。（拍手）

~~~~~

#### 追加日程第28 議案第32号 固定資産評価員の選任について

○議長（木村松雄君） 追加日程第28、議案第32号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、議案第32号固定資産評価員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

次の者を固定資産評価員に選任いたしたいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

住所につきましては阿波市吉野町西条字出口56番地、氏名は瀬尾勇雄、生年月日は昭和30年4月25日でございます。

現市民部長の瀬尾勇雄氏を固定資産評価員に選任することにつきまして議会の同意をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 説明が終わりました。

議案第32号については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議案第32号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これをもちまして本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長からご挨拶があります。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会は、議員改選後最初の議会でありましたが、先ほど議長に木村松雄氏、副議長に江澤信明氏が選任され、各常任委員会などの委員長、副委員長を初め委員構成も決定されました。また、組合議会の議員並びに議会推薦の農業委員会委員、議会選出の監査委員の方々も選任されました。木村議長を初め選任されました皆様には、ご就任を心からお祝い申し上げ、市政運営への変わらぬご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます。

本臨時会に提出いたしました議案につきましては、全議案原案どおりご承認いただき、まことにありがとうございました。

これからも一雨ごとに暖かさが増してまいります。寒暖の差が激しい日もございます。議員の皆様には、健康には十分にご留意いただき、引き続き市勢発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

す。

○議長（木村松雄君） これで本日の会議を閉じます。

平成26年第1回阿波市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時46分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員